

第二章 受託研究等

一 奨学資金規程

二二三

達示第三号

一八九八(明治三一年)三月一日

奨学資金規程

- 第一条 官庁会社又ハ一人ニシテ奨学ノ為ニ資金ヲ寄附シ大学院及分科大学学生ニ給費又ハ貸費センコトヲ請フ者アルトキハ其依託ニ応シ其管理ヲナスコトアルヘシ
- 第二条 奨学資金ニハ寄附者ノ名義ヲ附スルコトヲ得
- 第三条 寄附者ハ貸費又ハ給費ヲ受ケタル学生ヲ貸費又ハ給費ヲ受ケタル年数ト均シキ期限内相当ノ報酬ヲ以テ某事業ニ従事セシムルコトヲ条件トスルコトヲ得
- 第四条 奨学給費ヲ賞与給費保護給費ノ二トス
賞与給費ハ学業ノ成績最モ優等ニシテ品行方正ナル者ニ対シテ之ヲ与ヘ保護給費ハ本学ニ於テ特別ノ保護ヲ必要ト認ムル学科ヲ修ムル者ニ対シテ之ヲ与フルモノトス
寄附者ハ本条ニ於ケル給費ノ種類ヲ条件トシ又ハ其学科

ヲ指定スルコトヲ得

- 第五条 貸費ハ本学ニ於テ指定シタル学科ヲ修ムル者若クハ修学中不時ノ事故ヲ生シ学資支弁ノ途ヲ失ヒタル者ニ之ヲ貸付スルモノトス
- 第六条 次学年ニ於テ賞与給費ヲ与フヘキ者ハ毎学年ノ終ニ於テ分科大学教授会ノ議ヲ経テ分科大学長之ヲ定ム
- 第七条 保護給費又ハ貸費ヲ付スヘキ学科及其学生ハ京都帝国大学評議會ノ議ヲ経テ大学総長之ヲ定ム
寄附者ノ特ニ学科ヲ指定スルモノハ此限ニアラス
- 第八条 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後其貸費ヲ受ケタル年数ト均シキ期限内ニ於テ之ヲ月賦返納スヘシ但自己ノ都合ニ依リ一時ニ全部又ハ一部分ヲ返納スルコトヲ得
- 官費又ハ私費ヲ以テ海外諸国ニ留学スル者ニ在テハ其期限間貸費ノ返納ヲ猶予スルコトアルベシ
- 第九条 貸費金ニハ尅箇年六分ノ利子ヲ付スヘシ但貸費金ヲ受領シタル翌月ヨリ返金当月迄ノ月数ニ応シ之ヲ算定スヘシ
- 第三条ノ場合ニ於ケル貸費ニハ利子ヲ附セサルモノトス
- 第十条 貸費ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ返納未済ノ貸費ハ之ヲ免除スベシ
- 第十一条 給費貸費ノ年額ハ分科大学学生ニ在テハ年額百

円以内トシ大学院学生ニ在テハ式百円以内トス
研究事項ニヨリ必要アリト認メタルトキハ受持教授ノ申
告ニ依リ大学評議會ノ議ヲ經テ特別ノ金額ヲ定ムルコト
ヲ得

〔注〕一九〇四・九・一達示第九号(京都帝国大学通則)で廃止。

二 東京帝国大学及京都帝国大学並直轄諸学校ニ於ケル奨
学寄附金委任經理規程〔抄〕

文部省訓令第四号
一九〇七(明治四〇)年三月三〇日

東京帝国大学及京都帝国大学並直轄諸学校ニ於ケル奨学寄
附金委任經理規程左ノ通定メ明治四十年度ヨリ施行ス

明治四十年三月三十日

文部大臣 牧野伸顯

東京帝国大学及京都帝国大学並直轄諸学校ニ於ケル
奨学寄附金委任經理規程

第一条 帝国大学特別會計法第九条並学校及図書館會計法

第十一条ニ依リ東京帝国大学及京都帝国大学並直轄諸学
校ニ於ケル奨学寄附金中左ニ掲クルモノハ其ノ寄附ノ全

額ヲ帝国大学総長又ハ学校長ニ交付シ其ノ經理ヲ委任ス
一 学生生徒ニ貸与又ハ給与スヘキ学費
二 学生生徒ニ貸与又ハ給与スヘキ図書機械、器具標本
ノ購買費

三 前各号ノ外直接学生生徒ノ奨学トナルヘキ経費
前項ノ寄附金トハ現金有価証券ヲ云フ

第二条 經理委任ニ係ル現金有価証券ハ確實ナル方法ニ依
リ之ヲ管理シ寄附ノ条件ニ從ヒ使用スヘシ

前項ノ管理方法ハ予メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三条 帝国大学総長、学校長ハ別紙様式ノ奨学寄附金受
払簿ヲ設ケ經理委任ニ係ル現金有価証券ノ受高、払高、
残高並寄附ノ条件ヲ明瞭ナラシムヘシ

第四条 帝国大学総長、学校長ハ毎年三月三十一日ノ現在
ニ依リ經理委任ニ係ル現金有価証券ノ受高、払高、残高
ヲ取調ヘ翌月中ニ文部大臣ニ報告スヘシ

第五条 明治三十九年度以前ニ於ケル奨学貸費ノ返納金又
ハ經理委任ニ属スヘキ図書、機械、器具、標本其ノ他不
用物品ノ売却代ニシテ明治四十年度以後ニ收入スルモノ
ハ總テ其ノ經理ヲ委任シタルモノトス

〔別紙様式略〕

三 委託研究規程

達示第一一〇号

一九四〇(昭和十五年)一月三十一日

京都帝国大学委託研究規程

第一条 本学学部ノ研究ニ關係アル特殊問題ニシテ學術上ノ裨益アリト認ムルモノハ之カ研究ノ委託ニ応スルコトアルヘシ

第二条 研究ヲ委託セントスル者ハ学部長ヲ經由シ総長ニ願出ツヘシ

第三条 本学前条ノ願出ヲ受諾スルトキハ其ノ研究担当者ノ研究期間及研究費額ヲ定メ之ヲ研究委託者ニ通知ス

第四条 研究費額ハ研究ニ要スル物件費、人件費其ノ他ノ經費ヲ算定シテ之ヲ定ム

第五条 委託者第三条ノ通知ヲ受ケタルトキハ指定ノ期間内ニ研究費ヲ前納スヘシ

指定ノ期間内ニ研究費ヲ納付セサルトキハ該研究ノ受諾ハ之ヲ取消スモノトス

第六条 一旦納付シタル研究費ハ之ヲ返附セス但シ天災其ノ他已ムヲ得サル事由ニヨリ研究ヲ進メ得サル場合ハ其ノ一部若ハ全部ヲ払戻スコトアルヘシ此ノ場合委託者ノ蒙ルコトアルヘキ損害ニ対シテハ其ノ責ニ任セス

前項ニヨリ払戻スヘキ金額ハ第四条ニ準シ之ヲ定ム

第七条 委託事項終了シタルトキハ研究成績ヲ委託者ニ通知スルト共ニ研究者ノ名ニ於テ之ヲ公表スルコトヲ得

第八条 本規程施行ニ關スル細則ハ学部毎ニ総長之ヲ定ム

附則

本規程ハ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年十一月七日制定ノ工学部委託研究規程ハ之ヲ廃止ス

改正 昭四三・七・二四総長裁定

〔注〕一九八二・一一・三〇達示第二二号で廃止。

四 奨学寄附金委任経理事務取扱規則(抄)

〔二〕

大蔵省令第一号
文部省令第一号
一九六三(昭和三八)年四月一日

公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律(昭和十二年法律第四十二号)第十一条の規定に基づき、奨学寄附金委任経理事務取扱規則を次のように定める。

昭和三十八年四月一日

奨学寄附金委任経理事務取扱規則

大蔵大臣 田中 角榮
文部大臣 荒木萬壽夫

(趣旨)

第一条 国立学校(国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第一条第一項に規定する国立学校及び国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)第三条に規定する国立工業教員養成所をいう。以下同じ。)における公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律(昭和二十二年法律第四十二号)第十一条第一項に規定する奨学を目的とする寄附金(以下「奨学寄附金」という。)の交付及び経理については、他の法律で定めるもののほか、この省令の定めるところによる。
(奨学寄附金の交付及び経理の委任)

第二条 文部大臣は、奨学寄附金で次の各号に掲げる経費に充てるべきものは、当該金額を当該国立学校に交付し、当該国立学校の長(当該国立学校が併設又は附置されるものであるときは、当該併設又は附置する国立学校の長をいう。)に経理を委任するものとする。

一 学生又は生徒に貸与又は給与する学資
二 学生又は生徒に貸与又は給与する図書、機械、器具

及び標本等の購入費

三 學術研究に要する経費

四 前各号に掲げるもののほか、教育研究の奨励を目的とする経費

2 文部大臣は、前項の規定による交付をするときは、その経費の用途を明らかにしてするものとする。

(出納官吏の任命)

第三条 前条第一項の規定により経理を委任された国立学校の長(以下「国立学校の長」という。)は、出納官吏を命じ、前条の規定により交付を受けた現金(以下「委任経理金」という。)の出納保管をさせなければならない。

(委任経理金の受払)

第四条 出納官吏の行なう委任経理金の受入れ及び払出しは、国立学校の長の命令に基づいて行なわなければならない。

(委任経理金の使途及びその変更等)

第五条 国立学校の長は、委任経理金の交付を受けたときは、第二条第二項の規定により示された使途に使用しななければならない。ただし、当該使途に使用することができないこととなつた場合においては、文部大臣の承認を得て、使用することができなくなつた委任経理金を他の

奨学の使途に使用し又は他の国立学校に移し換えることができる。

五 奨学委任経理金経理要綱(抄)

一九二九
総長裁定

一九六三(昭和三八)年二月二六日

(委任経理金の保管等)

第六条 委任経理金は、国立学校の長が指定する銀行又は

奨学委任経理金経理要綱

郵政官署に預託しなければならない。この場合において預託により生じた利子は、委任経理金の増加に充てるものとする。

一 本学における奨学を目的とする委任経理金(以下「委任経理金」という。)の経理については、他の法令で定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(委任経理金受払報告書)

第七条 国立学校の長は、毎会計年度、その経理に係る委任経理金について、別紙様式による委任経理金受払報告書を作成し、翌年度の五月三十一日までに文部大臣に提出しなければならない。

二 総長は、委任経理金の交付を受けたときは、これを指定された使途により適当な経理部局を定め、その部局の長に当該委任経理金を交付し、その経理を委任するものとする。ただし、必要に応じ委任経理金を交付せず、経理を委任することがあるものとする。

附則

1 この省令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 この省令施行の際、現に国立学校に交付され、当該学校の長にその経理を委任されている奨学寄附金の昭和三十七年度末現在の支払残額は、第二条の規定により交付されたものとみなす。

三 委任経理金の経理上の職務は、支払いの原因となる契約その他の行為を行なうこと、および受入れ、払出しのための命令を行なうこととする。

(別紙様式略)

四 第二項に定める経理の委任は、委任経理金毎にその使途および委任すべき職務を明らかにした文書により行なうものとする。

[注] 一九六四・四・二三文部省令第一四号で廃止。

五 委任経理金は、前項の定めによつて明示された使途以外にこれを使用してはならないものとする。

六 経理部局の長は、委任経理金が明示された使途に使用

することができないこととなつた場合は、すみやかにその旨を総長に報告し、その指示を受けるものとする。

七 経理部局には、それぞれ出納官吏を設置し、その部局における委任経理金の出納保管を行なわせるものとする。

八 委任経理金の交付を受けた経理部局の長は、すみやかにその委任経理金の保管について預託または金銭信託の別および預け入れるべき銀行または郵政官署を定め出納官吏に通知するものとする。

九 経理部局の長は、出納官吏に委任経理金を出納させようとするときは、書面による命令に基づきこれを行なうものとする。

十 経理部局の長は、支払つた委任経理金について、各四半期毎に所定の「委任経理金支払報告書」を作成し、証拠書類を添えてそれぞれ翌期の最初の月末までに総長に報告するものとする。

十一 総長は、前項の定めによる報告を受けたときは、その都度内容を監査するものとし、証拠書類は、遅滞なく経理部局の長へ返付するものとする。

十二 出納官吏は、一年毎に正規の計算の証明を行なうものとする。

十三 総長は、必要と認めたときは、委任経理金の経理の

状況について、経理部局の長から意見を求め、または実地の監査を行なうことがあるものとする。

十四 総長は、所定の「委任経理金総括簿」を備え、交付を受けた委任経理金の総括的な収支を常に明らかにしておくものとする。

十五 委任経理金の経理について、この要綱の定めのほかに必要なことは、その都度総長が定めるものとする。

〔以下略〕

〔注〕一九八五・一二・一〇達示第二一号で廃止。

六 奨学寄附金委任経理事務取扱規則〔抄〕

〔二〕

文部省令第四号
一九六四(昭和三九)年四月十三日

国立学校特別会計法施行令(昭和三十九年政令第一百十二号)第八条の規定に基づき、奨学寄附金委任経理事務取扱規則を次のように定める。

昭和三十九年四月二十三日

文部大臣 灘尾 弘吉

奨学寄附金委任経理事務取扱規則

(趣旨)

第一条 国立学校(国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第二条第一項に規定する国立学校及び国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)第三条第一項に規定する国立工業教員養成所をいう。以下同じ。)における国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)第十七条の規定による奨学を目的とする寄附金(以下「奨学寄附金」という。)の交付及び經理については、他の法令で定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(奨学寄附金の交付及び經理の委任)

第二条 文部大臣は、奨学寄附金で次の各号に掲げる経費に充てるべきものは、当該金額を関係の国立学校の長(当該国立学校が併設又は附置されるものであるときは、当該併設又は附置する国立学校の長をいう。)に交付し、その經理を委任するものとする。

- 一 学生又は生徒に貸与又は給与する学資
 - 二 学生又は生徒に貸与又は給与する図書、機械、器具及び標本等の購入費
 - 三 学術研究に要する経費
- 四 前各号に掲げるもののほか、教育研究の奨励を目的

とする経費

2 文部大臣は、前項の規定による交付をするときは、その経費の用途を明らかにしてするものとする。

(出納官吏の任命)

第三条 前条第一項の規定により經理を委任された国立学校の長(以下「国立学校の長」という。)は、出納官吏を命じ、前条の規定により交付を受けた現金(以下「委任經理金」という。)の出納保管をさせなければならない。

(委任經理金の受払)

第四条 出納官吏の行なう委任經理金の受入れ及び払出しは、国立学校の長の命令に基づいて行なわなければならない。

(委任經理金の使途及びその変更等)

第五条 国立学校の長は、委任經理金の交付を受けたときは、第二条第二項の規定により示された使途に使用しなければならない。ただし、当該使途に使用することができないこととなつた場合においては、文部大臣の承認を得て、使用することができなくなつた委任經理金を他の奨学の使途に使用し又は他の国立学校に移し換へることができる。

(委任經理金の保管等)

第六条 委任経理金は、国立学校の長が指定する銀行又は郵政官署に預託しなければならない。この場合において預託により生じた利子は、委任経理金の増加に充てるものとする。

(委任経理金受払報告書)

第七条 国立学校の長は、毎会計年度、その経理に係る委任経理金について、別紙様式による委任経理金受払報告書を作成し、翌年度の五月三十一日までに文部大臣に提出しなければならない。

附則

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月三日から適用する。

2 奨学寄附金委任経理事務取扱規則(昭和三十八年^{大蔵}文部省令第一号)は、廃止する。

3 昭和三十九年四月三日において、現に廃止前の奨学寄附金委任経理事務取扱規則の規定により国立学校の長にその経理を委任されている奨学寄附金の支払残額は、第二条の規定により交付されたものとみなす。

(別紙様式略)

改正 昭四〇文令二八、昭四二文令一六、昭四四文令一七、昭五五

文令九、平元文令一八、平四文令一八

七 発明取扱規程

達示第一八号
[六]

一九七九(昭和五四)年七月一〇日

京都大学発明取扱規程

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、京都大学の教官等の発明に係る特許を受ける権利の取扱いに関する基本的事項を定め、もつて、学術研究成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程にいう「発明」には、考案を含むものとする。

2 この規程にいう「特許を受ける権利」には、実用新案登録を受ける権利を含むものとする。

3 この規程において「教官等」とは、総長、教授、助教、講師及び助手並びにその他研究活動に従事する職員等をいう。

第二章 発明審議委員会

(発明審議委員会)

第三条 京都大学に発明審議委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第四条 委員会は、総長の諮問に応じ、教官等の発明に係る特許を受ける権利の帰属等に関し、審議する。

(組織)

第五条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 自然科学系の学部及び教養部の教授又は助教 各一名(ただし、工学部にあつては二名)
 - 二 自然科学系の研究所等の教授又は助教 若干名
 - 三 その他総長が必要と認める教授又は助教 若干名
- 2 前項の委員は、総長が委嘱する。

(任期)

第六条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第七条 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第八条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて、説明又は意見をきくことができる。

(小委員会)

第九条 委員会は、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関しては、前二条の規定を準用するほか、必要な事項は、委員会が定める。

第十条 委員会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。

(庶務)

第十一条 委員会に関する事務は、経理部管財課において処理する。

(委任)

第十二条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。

第三章 権利の帰属等

(特定の発明に係る特許を受ける権利の国への譲渡)

第十三条 教官等は、次の各号の一に該当する発明を行つ

た場合において、第十五条の規定により国が当該発明に係る特許を受ける権利を承継するものと決定されたときは、当該権利を国に譲渡するものとする。

一 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、国から特別の研究経費を受けて行つた研究の結果生じた発明

二 国により特別の研究目的のために設置された特殊な研究設備を使用して、応用開発を目的とする特定の研究課題の下に行つた研究の結果生じた発明

(発明の届出)

第十四条 教官等は、発明を行つた場合には、所定の届書により、速やかに、総長に届け出るものとする。ただし、当該発明が前条各号に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(権利の承継の決定)

第十五条 総長は、前条の規定による届出があつた場合には、委員会の議に基づき、当該発明が第十三条各号の一に該当するか否か及び国が当該発明に係る特許を受ける権利を承継するか否かの決定を、速やかに、行うものとする。

2 総長は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、

その旨を当該届出を行つた教官等に通知するものとする。この場合において、国が当該発明に係る特許を受ける権利を承継すると決定したものに係る通知は、所属部局長を経て、行うものとする。

(譲渡証書等の提出及び処理)

第十六条 教官等は、届出をした発明に係る特許を受ける権利を国が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、所定の譲渡証書その他必要な書類を、所属部局長を経て、速やかに、総長に提出するものとする。

2 前項の規定により書類の提出を受けたときは、総長は、直ちに、必要な処理を行うものとする。

(任意譲渡)

第十七条 教官等は、総長に対し、研究の結果生じた発明(第十三条の規定により国が特許を受ける権利を承継することになる発明を除く。)に係る特許を受ける権利を国に譲渡することを申し出ることができるものとする。

2 総長は、前項の申し出があつた場合には、委員会の議に基づき、国が当該発明に係る特許を受ける権利を承継するか否かの決定を、速やかに、行うものとする。

3 第十五条第二項及び前条の規定は、前項による決定後の手続について準用する。

第四章 雑則

(迅速処理及び秘密保持)

第十八条 教官等の発明の取扱いに関する事項の処理及びその事務に携わる者は、それらを迅速に処理するとともに、発明の内容その他発明に関する事項について秘密を守らなければならない。

(雑則)

第十九条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附則

1 この規程は、昭和五十四年十月一日から施行し、同日以後に生じた教官等の発明について適用する。

2 この規程施行後最初に任命される委員会の委員の任期は、第六条の規定にかかわらず、委嘱の際総長が指名する者については昭和五十五年三月三十一日までとし、その他の者については昭和五十六年三月三十一日までとする。

改正 平元・六・二二達示一三号、平四・一一・二四達示五九号、

平八・五・一四達示五五号

八 受託研究取扱規程

達示第二二二号
一九八二(昭和五七)年十一月三〇日

(二六)

京都大学受託研究取扱規程

(趣旨)

第一条 京都大学(以下「本学」という。)における受託研究の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「受託研究」とは、本学が学外からの委託を受けて行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 この規程において「部局」とは、各学部、教養部、各研究所、医学部附属病院、農学部附属農場、農学部附属演習林、ヘリオトロン核融合研究センター、放射性同位元素総合センター、環境保全センター、情報処理教育センター、医用高分子研究センター、放射線生物研究センター、超高層電波研究センター、大型計算機センター、東南アジア研究センター、保健管理センター、体育指導センター及び医療技術短期大学部をいう。

(受入れの原則)

第三条 受託研究は、当該研究が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障のない場合に限り、受け入れられるものとする。

(受入れの条件)

第四条 受託研究の受入れに当たっては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

一 受託研究は、委託者が一方的に中止することができないこと。

二 受託研究の結果生じ、かつ、国に帰属すべき工業所有権等の権利は、委託者に無償で使用させ、又は譲与することができないこと。

三 受託研究に要する経費で取得した設備等は、返還しないこと。

四 やむを得ない理由で受託研究を中止し、又は研究期間を延長したことにより委託者が損害を受けたときは、これに対し本学は責任を負わないこと。

五 前号の場合における受託研究に要する経費は、返還しないこと。

六 受託研究に要する経費は、当該研究の開始前に納付すること。

2 前項第三号及び第六号の条件は、委託者が国の機関若

しくは公社、公庫、公団等の政府関係機関又は地方公共団体であるときは、これを付さないことができる。

(申込み)

第五条 受託研究の申込みをしようとする者は、所定の様式による申込書を部局の長(医療技術短期大学部にあつては、主事(以下同じ。)、次条第一項ただし書の場合にあつては、部局の長を経て総長)に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第六条 受託研究の受入れは、部局の長が決定する。ただし、当該研究の委託者が国際機関若しくは国際的に組織された団体又は外国の政府、外国の団体若しくは外国人の場合にあつては、総長が決定する。

2 前項の場合において、その受入れに関しあらかじめ文部省に協議を必要とするものは、その手続を経て決定するものとする。

(受入れの決定の通知)

第七条 部局の長(前条第一項ただし書の場合にあつては、総長。以下同じ。)は、受託研究の受入れを決定したときは、契約担当官及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を通知するものとする。

(契約の締結)

- 第八条 契約担当官は、前条の通知を受けたときは、速やかに委託者と受託研究契約を締結しなければならない。
- 2 契約担当官は、受託研究契約を締結したときは、その旨を部局の長に通知するものとする。

(研究の中止等)

- 第九条 部局の長は、やむを得ない理由があると認める場合は、受託研究の中止又は研究期間の延長を決定することができる。
- 2 研究担当者は、受託研究の中止又は研究期間の延長の必要が生じたときは、速やかにその旨を部局の長に報告し、その指示を受けるものとする。
- 3 部局の長は、第一項の規定により受託研究の中止又は研究期間の延長を決定したときは、その旨を契約担当官に通知するものとする。
- 4 部局の長は、第一項の規定により研究期間の延長を決定する場合において、その延長が当該会計年度を超えるため、歳出予算の繰越し、又は繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担の手續を必要とするときは、その旨をあらかじめ支出負担行為担当官に通知し、その手續が完了した後、決定を行うものとする。

(研究の完了報告)

- 第十条 研究担当者は、受託研究が完了したときは、その旨を部局の長に報告するものとする。
- 2 部局の長は、前項の報告を受けたときは、契約担当官にその旨を通知するものとする。
- 3 部局の長は、受託研究の結果を委託者に通知するときは、研究担当者をして、これを行わせることができる。

(研究結果の公表)

- 第十一条 受託研究に関する結果は、研究担当者のおいて、これを公表することができる。

(その他)

- 第十二条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和五十七年十一月三十日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
- 一 京都大学委託研究規程(昭和十五年達示第十一号)
- 二 京都大学化学研究所委託研究規程(昭和八年達示第四号)
- 三 京都大学原子エネルギー研究所委託研究規程(昭和十七年達示第四号)

四 京都大学木材研究所委託研究規程(昭和二十年二月

一日)

五 京都大学防災研究所委託研究規程(昭和三十一年達
示第一号)

3 この規程施行の際、現に受け入れている受託研究につ
いては、この規程により受け入れたものとみなす。

改正

昭六〇・二二・一〇達示三三号、昭六一・五・二〇達示一五
号、昭六三・五・一〇達示二五号、平元・六・二七達示一五
号、平二・七・一〇達示三四号、平三・五・二八達示二四号、
平四・一〇・二〇達示四二号、平六・九・二七達示二六号、
平八・五・一四達示四七号、平九・四・一達示二六号、九・
三〇達示四九号

九 民間等共同研究取扱規程

〔六〕

達示第二〇号

一九八五(昭和六〇)年二月一日

京都大学民間等共同研究取扱規程

(趣旨)

第一条 京都大学(以下「本学」という。)における民間等外
部の機関(以下「民間機関等」という。)との共同研究の取
扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定

めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「共同研究」とは、民間機関等
から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教官が
民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う
研究をいう。

2 この規程において「民間等共同研究員」とは、民間機
関等において現に研究業務に従事しているもので共同研
究のために本学が受け入れる者をいう。

3 この規程において「部局」とは、各学部、教養部、各
研究所、医学部附属病院、農学部附属農場、農学部附属
演習林、ヘリオトロン核融合研究センター、放射性同位
元素総合センター、環境保全センター、情報処理教育セ
ンター、医用高分子研究センター、放射線生物研究セン
ター、超高層電波研究センター、大型計算機センター、
東南アジア研究センター、保健管理センター、体育指導
センター及び医療技術短期大学部をいう。

(受入れの原則)

第三条 共同研究は、当該研究が本学の主体性のもとに推
進できるものであり、かつ、民間機関等の研究者と共同
で取り組むことにより、優れた研究成果を期待できる場

合に受け入れるものとする。

(共同研究の申請)

第四条 共同研究を申請しようとする民間機関等の長は、所定の様式による申請書を当該共同研究の代表者(以下「研究代表者」という。)が所属する部局の長(医療技術短期大学部にあつては、主事。以下同じ。)に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第五条 共同研究の受入れは、部局の長が決定する。

2 前項の受入れを決定するに当たつては、あらかじめ当該部局の教授会(又はこれに代わる機関)の議を経るものとする。

(受入れの決定の通知)

第六条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、契約担当官(医学部附属病院及び結核胸部部疾患研究所にあつては、分任契約担当官。以下同じ。)及び民間機関等の長に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知するものとする。

(契約の締結)

第七条 契約担当官は、前条の通知を受けたときは、速や

かに民間機関等の長と共同研究契約を締結しなければならない。

2 契約担当官は、共同研究契約を締結したときは、その旨を部局の長に通知するものとする。

(研究料)

第八条 民間等共同研究員の研究料の額は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和三十六年文部省令第九号)第十三条の規定に基づき定められた額とする。

2 同一会計年度内において、研究期間を延長することとなる場合には、同一の民間等共同研究員に係る研究料は、改めて徴収しない。

3 納付された研究料は、返還しない。

(研究経費の負担)

第九条 共同研究を受け入れる部局は、施設・設備を当該共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 民間機関等は、共同研究遂行上特に必要となる謝金、旅費、設備費、消耗品費等の直接的な経費(以下「直接経費」という。)を負担するものとする。

3 共同研究を受け入れる部局は、必要に応じ、直接経費

の一部を負担することができる。

(設備の帰属等)

第十条 共同研究に要する経費により、研究の必要上取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

2 部局の長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、民間機関等の所有に係る設備を無償で受け入れることができるものとする。

3 部局の長は、民間機関等が所有する特定の設備を使用することが必要であり、かつ、当該設備を本学に搬入することが困難であると認められた場合は、共同研究上必要な限度内で、当該共同研究に係る研究担当者に当該設備の所在する施設において、研究を行わせることができる。

(研究の中止等)

第十一条 部局の長は、やむを得ない理由があるときは、民間機関等の長と協議のうえ、共同研究の中止又は研究期間の延長を決定することができる。

2 研究代表者は、共同研究の中止又は研究期間の延長の必要が生じたときは、速やかにその旨を部局の長に報告し、その指示を受けるものとする。

3 部局の長は、第一項の規定により共同研究の中止又は研究期間の延長を決定したときは、その旨を契約担当官

及び民間機関等の長に通知するものとする。

4 部局の長は、第一項の規定により研究期間の延長を決定する場合において、その延長が当該会計年度を超えるため、歳出予算の繰越し、又は繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担の手續を必要とするときは、その旨をあらかじめ支出負担行為担当官に通知し、その手續が完了した後に、決定を行うものとする。

(研究の完了報告)

第十二条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、その旨を部局の長に報告するものとする。

2 部局の長は、前項の報告を受けたときは、契約担当官にその旨を通知するものとする。

(研究結果の公表)

第十三条 共同研究に関する結果は、研究担当者の名において、これを公表することができる。

2 前項の公表の時期・方法について、必要がある場合は、部局の長は、研究担当者の意見を聴いて、民間機関等の長と協議して定めるものとする。

(特許出願)

第十四条 総長は、研究担当者が共同研究の結果独自に発明を行い、当該発明に係る特許を受ける権利を国が承継

した場合において特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行つたことについて、あらかじめ民間機関等の長の同意を得るものとする。

2 総長は、研究担当者が民間等共同研究員との共同研究の結果共同発明を行い、当該共同発明に係る特許を受ける権利の持分を国が承継した場合において特許出願を行おうとするときは、民間機関等の長と当該特許を受ける権利に係る持分を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同して出願を行うものとする。

(特許権等の優先的実施)

第十五条 総長は、前条第一項の発明につき、国が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「国が承継した特許権等」という。)を民間機関等の長又は民間機関等の長の指定する者に限り、当該共同研究完了の日から七年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。

2 総長は、前条第二項の発明につき、民間機関等との共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「共有に係る特許権等」という。)を民間機関等の長の指定する者に限り、当該共同研究完了の日から七年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。

できる。

(第三者に対する実施の許諾)

第十六条 総長は、民間機関等の長又は民間機関等の長の指定する者が、国が承継した特許権等を前条第一項に規定する優先的実施の期間(以下「優先的実施期間」という。)中その第二次以降において正当な理由なく実施しないとき、又は、民間機関等の長又は民間機関等の長の指定する者に国が承継した特許権等を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、民間機関等の長又は民間機関等の長の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し当該特許権等の実施を許諾することができる。

2 総長は、民間機関等の長の指定する者が、共有に係る特許権等を優先的実施期間中その第二次以降において正当な理由なく実施しないとき、又は民間機関等の長の指定する者に共有に係る特許権等を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、第三者に対し当該特許権等の実施を許諾することができる。

(実施料)

第十七条 総長は、前二条の規定により国が承継した特許

権等又は共有に係る特許権等の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(実用新案権等の取扱い)

第十八条 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、第十四条から前条までの規定を準用する。

(その他)

第十九条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規程は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 この規程施行の際現に受け入れている共同研究については、この規程により受け入れたものとみなす。

改正

昭六一・五・二〇達示一六号、昭六三・五・一〇達示二六号、
平元・六・二七達示一五号、平二・七・一〇達示三五号、平
三・五・二八達示二五号、平四・一〇・二〇達示四三号、平
六・九・二七達示二七号、平八・五・一四達示四八号、平九・
四・一達示二七号、九・三〇達示五〇号

一〇 奨学寄附金委任経理事務取扱規程

(二二)
達示第二一号

一九八五(昭和六〇)年二月一〇日

京都大学奨学寄附金委任経理事務取扱規程

(趣旨)

第一条 京都大学(以下「本学」という。)における奨学寄附金の受入れ及び委任経理に関する事務の取扱いについては、奨学寄附金委任経理事務取扱規則(昭和三十九年文部省令第十四号。以下「省令」という。)及び奨学寄附金受入事務取扱規程(昭和三十八年文部省訓令。以下「訓令」という。)その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「奨学寄附金」とは、訓令第一条に規定する奨学寄附金をいう。

2 この規程において「委任経理金」とは、省令第三条に規定する委任経理金をいう。

3 この規程において「部局」とは、各学部、教養部、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、農学部附属農場、農学部附属演習林、ヘリオトロン核融合研究センター、放射性同位元素総合センター、環境保全センター、情報

処理教育センター、医用高分子研究センター、放射線生
物研究センター、超高層電波研究センター、大型計算機
センター、東南アジア研究センター、事務局、学生部、
保健管理センター、体育指導センター及び医療技術短期
大学部をいう。

(受入れの制限)

第三条 奨学寄附金を受け入れようとする場合において、
次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れ
ることができないものとする。

一 奨学寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲
与すること。

二 奨学寄附金による学術研究の結果得られた特許権、
実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これら
に準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。

三 奨学寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行
うこととされていること。

四 寄附申込後、寄附者がある意思により奨学寄附金の
全部又は一部を取り消すことができること。

五 その他総長が特に教育研究上支障があると認める条
件

2 前項に掲げるもののほか、次の各号の一に該当する場

合には、受け入れることができないものとする。

一 地方公共団体からの寄附に係るもの

二 奨学寄附金を受け入れることにより財政負担が伴う
もの。ただし、既定配分子算で賄えるものを除く。

三 奨学寄附金により土地、建物及び附属設備を取得し
ようとするもの

(受入れの申請)

第四条 部局の長(医療技術短期大学部にあつては、主事。
以下同じ。)は、奨学寄附金の申込みがあつたときは、本
学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に
支障がないと認められるものについて、所定の様式によ
る申請書に寄附申込書を添えて、総長に申請するものと
する。

2 前項の受入れを申請するに当たつては、あらかじめ当
該部局の教授会(又はこれに代わる機関)の議を経るもの
とする。

(受入れの決定)

第五条 奨学寄附金の受入れは、総長が決定する。ただし、
当該寄附金が国際機関若しくは国際的に組織された団体
又は外国の政府、外国の団体若しくは外国人からのもの
であるときは、あらかじめ評議会の議を経るものとする。

2 前項の場合において、その受入れに関し、あらかじめ文部大臣の承認を必要とするものは、その手続を経て決定するものとする。

(受入決定の通知)

第六条 総長は、奨学寄附金の受入れを決定したときは、寄附者に奨学寄附金受入決定通知書を送付するとともに、奨学寄附金が現金の場合は歳入徴収官に、有価証券の場合は有価証券取扱主任官にその旨を通知するものとする。

(礼状の送付)

第七条 総長は、奨学寄附金が歳入に納付されたときは、寄附者に礼状を送付するものとする。

(委任経理金の経理委任)

第八条 総長は、委任経理金の交付を受けたときは、使途を明らかにした文書により部局の長に経理を委任するものとする。

(出納官吏の設置)

第九条 総長は、当該部局の委任経理金の出納保管をさせるため、部局に歳入歳出外現金出納官吏(分任歳入歳出外現金出納官吏を含む。以下「出納官吏」という。)を設置するものとする。

(委任経理金の経理上の職務)

第十条 部局の長は、次の各号に掲げる委任経理金の経理上の職務を行うものとする。

- 一 支払の原因となる契約その他の行為を行うこと。
- 二 受入れ又は支払のための命令を行うこと。

2 前項第二号の命令は、書面により行うものとする。

(委任経理金の使途変更等)

第十一条 部局の長は、次の各号の一に該当する場合は、総長の承認を得て委任経理金の使途の変更等を行うことができる。

一 寄附目的が達せられ、残額が千円未満となつた委任経理金を他の奨学の目的に使用する場合

二 研究担当者の他の国立学校への転出により当該国立学校の長の同意を得て委任経理金を移し替える場合

(諸帳簿の整備)

第十二条 出納官吏は、委任経理金に係る諸帳簿を備へ付けるものとする。

(報告書の提出)

第十三条 部局の長は、委任経理金の受払等に係る報告書を作成し、総長に提出するものとする。

(監査)

第十四条 総長は、必要と認めたときは、委任経理金の経

理の状況について監査を行うものとする。

(その他)

第十五条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 奨学委任経理金経理要綱(昭和三十八年十二月二十六日総長裁定)は、廃止する。

3 この規程施行の際現に受け入れている奨学寄附金については、この規程により受け入れたものとみなす。

改正 昭六一・五二(〇)連示一七号、昭六三・三・八連示三号、五・

一〇連示二七号、平元・六・二七連示一五号、平二・七・一

〇連示三六号、平三・五・二八連示二六号、平四・一〇・二

〇連示四四号、平六・五・二四連示一〇号、九・二七連示二

八号、平八・五・一四連示四九号、平九・四・一連示一八号、

九・三〇連示五一号

一一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)(寄附講座、

寄附研究部門規定追加)

(一一)

文部省令第一三三

一九八七(昭和六二)年五月一六日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条の四(中略)の次に次の二条を加える。

(寄附講座)

第三十条の五 学部、学部に置く学科その他国立大学に置く教育研究を行う組織に、寄附講座を設けることができる。

2 寄附講座に係る経費は、国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)第十七条の規定により国立大学の学長に経理を委任された金額をもつて支弁するものとする。

3 前二項の規定の実施に関し必要な事項については、別に文部大臣が定める。

(寄附研究部門)

第三十条の六 附置研究所その他国立大学に置く研究を行う組織に、寄附研究部門を設けることができる。

2 寄附研究部門に係る経費は、国立学校特別会計法第十

七条の規定により国立大学の学長に経理を委任された金額をもつて支弁するものとする。

3 前二項の規定の実施に関し必要な事項については、別に文部大臣が定める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

一一 寄附講座及び寄附研究部門規程(抄)

(一六)
達示第五四号

一九九二(平成四)年十一月一日

京都大学寄附講座及び寄附研究部門規程

(趣旨)

第一条 京都大学(以下「本学」という。)における寄附講座及び寄附研究部門の実施については、国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「寄附講座」とは、講座に相当する教育研究を実施するもので、その設置及び運営に必要な経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。

2 この規程において「寄附研究部門」とは、研究部門に相当する研究を実施するもので、その設置及び運営に必要な経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。

3 この規程において「部局」とは、各学部、大学院人間・

環境学研究科、各研究所、ヘリオトロン核融合研究センター、放射性同位元素総合センター、環境保全センター、アフリカ地域研究センター、遺伝子実験施設、生体医療工学研究センター、放射線生物研究センター、超高層電波研究センター、生態学研究センター、大型計算機センター及び東南アジア研究センターをいう。

(設置及び運営の原則)

第三条 寄附講座及び寄附研究部門(以下「寄附講座等」という。)は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、本学の教育研究の進展及び充実を図ることを目的とし、本学の主体性が確保されるよう十分な配慮のもとに設置及び運営するものとする。

(寄附講座等審査委員会)

第四条 本学に、寄附講座等審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、寄附講座等の設置及び運営に関し必要な事項を審議する。

第五条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 学部の教授 各一名
 - 二 大学院人間・環境学研究所の教授 一名
 - 三 研究所及びセンターの教授 若干名
 - 四 庶務部長及び経理部長
- 2 前項第一号から第三号までの委員は、総長が委嘱する。
- 3 第一項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第六条 委員会に委員長を置き、前条第一項第一号から第三号までの委員のうちから、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

第七条 前三条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(名称)

第八条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座等の名称について、寄附者から申出があつたときには、寄附者が明らかになるような字句をそれに付することができる。

(設置の申請)

第九条 部局の長は、寄附講座等に係る経費の寄附の申込みがあつたときは、次の各号に掲げる書類を添えて、総長に当該寄附講座等の設置を申請するものとする。

- 一 寄附申込書(別記様式第一)
 - 二 寄附講座又は寄附研究部門の概要(別記様式第二又は別記様式第三)
 - 三 担当教員予定者の履歴書及び就任承諾書(別記様式第四及び別記様式第五)
- 2 前項の設置を申請するに当たっては、あらかじめ当該部局の教授会(又はこれに代わる機関)の議を経るものとする。

(設置の決定等)

第十条 総長は、前条第一項の規定による申請があつたときは、委員会の議を経て、評議会に報告し、文部省と必要な協議を行うものとする。

2 総長は、前項の協議の結果に基づき、当該寄附講座等の設置を決定し、その旨を速やかに当該部局の長に通知するとともに、学内に公表するものとする。

(存続期間)

第十一条 寄附講座等の存続期間は、原則として三年以上

五年以下とする。

2 寄附講座等の存続期間は、更新することができる。更新の手続は、設置の例に準じて行うものとする。

(寄附講座等の構成)

第十二条 寄附講座等には、少なくとも教授又は助教に相当する者一人及び助教又は助手に相当する者一人の教員を置くものとする。

2 寄附講座を担当する教員の名称は、寄附講座教員とし、寄附研究部門を担当する教員の名称は、寄附研究部門教員とする。

3 寄附講座教員及び寄附研究部門教員(以下「寄附講座教員等」という。)の身分は、一般職の非常勤職員とする。

ただし、外国人については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条第七項に規定する勤務の契約により雇用することができる。

4 寄附講座教員等の選考は、当該部局の教官選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。

5 寄附講座教員等には、京都大学客員教授及び客員助教選考基準(昭和四十七年達示第十一号)の定めるところにより、「客員教授」又は「客員助教」を称せしめることができる。

(寄附講座教員等の職務)

第十三条 寄附講座教員等は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(寄附金の受入れ)

第十四条 寄附講座等に係る経費の寄附は、当該寄附講座等の存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度毎に分割して受け入れることができる。

2 前項の寄附は、京都大学奨学寄附金委任経理事務取扱規程(昭和六十年達示第二十一号)に定める奨学寄附金として受け入れるものとする。

(特許等の取扱い)

第十五条 寄附講座教員等の発明に係る特許権等の取扱いについては、京都大学発明取扱規程(昭和五十四年達示第十八号)の定めるところによる。

(報告)

第十六条 部局の長は、寄附講座等の存続期間が終了したときは、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、総長に報告するものとする。

(その他)

第十七条 この規程に定めるもののほか、寄附講座等の運営について必要な事項は、当該部局の定めるところによる。

附則

この規程は、平成四年十一月十日から施行する。

〔別記様式略〕

改正 平六・九・二七達示三七号、平八・五・一四達示五〇号、平九・四・一達示二九号